



整理資金受払計算書、昭和三十六年度政府関係機関決算書議決報告書

昭和三十六年度物品増減及び現在額総計算書議決報告書

昭和三十六年度国有財産増減及び現在額総計算書及び昭和三十六年度国

有財産無償貸付状況総計算書議決報

告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日本国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

(昭和三十八年十  
月七日就任の細)

田代壽の後任 小田原登志郎

同日本院は、社会保険審査会委員に小田原登志郎君を任命することに同意し

た旨内閣に通知した。

去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日本院は、社会保険審査会委員に小田原登志郎君を任命することに同意し

た旨内閣に通知した。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

地方行政委員会に付託

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案

市町村民税減税補てん償償費に係る財政上の特別措置に関する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

地方税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税關支署及び稅務署の設置に関する特別措置法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

地方法規第百五十六条第六項の規定に基づき、税關支署及び稅務署の設置に関する特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案

(米田勲君外四名発議)

道路交通法の一部を改正する法律案

内閣提出案に付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

通信委員会に付託

建設委員会に付託

日本科学技術情報センターフラの一部

を改正する法律案

科学技術振興対策特別委員会に付託

内閣委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方税法等の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

地方税法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

地方税法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

地方税法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

地方税法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百六十二年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

去る二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

左の通り指名した。

文教委員 谷村 貞治君

通信委員 中上川アキ君

大森 勲君

中上川アキ君

大森 勤君

中上川アキ君



また、私は直ちに武内駐米大使をして、米国政府に対し、政府より深厚な陳謝の意を表明するよう訓令するとともに、池田総理大臣よりジョンソン大統領に、私よりラスク國務長官に、それぞれ電報を発信し、政府と国民の深甚な遺憾の意を伝達いたしました。

これに対するジーンソン大統領の返電は、次のとおりであります。

米国民並びに政府を代表して、ライシャワー大使に対する個人の行為に関する貴殿の悲しみと遺憾の意を表明した書簡に、心からお札を申し上げます。

## 官報 (号外)

われわれは当地で、大使が全快する見込みと知り、喜んでおります。すべての米国民は、われわれ両国間に存在し、そのため大使自身をわれて大きな貢献をしてきた深い友好と理解が、この行為とは何らの関係のないことを理解するであろうことを、貴殿に確言いたします。

犯人は十九歳の一青年であります

が、直ちにその場で逮捕され、目下、警察において取り調べ中であります。

このような暴力行為は、日本国民の最も嫌惡するところであり、この不幸な事件に対するアメリカ側の理解ある態度に感謝するとともに、その絶滅を期するため、政府としては今後一段の注意と努力を傾ける決意であります。

私は、ここに政府及び国民にかわり、ライシャワー大使の回復の一日も早くからることを祈りますとともに、この不幸なできごとに、日米両国の伝統的な友好関係がそこなわれることのないように、心からいわがうものであります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第一、暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)、正する法律案(趣旨説明)、

〔國務大臣賀屋興宣君登壇、拍手〕

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨の説明を求めます。賀屋法務大臣。

〔國務大臣賀屋興宣君登壇、拍手〕

法律案について、その趣旨を御説明いたします。

近年における暴力犯罪の実情を見ますに、その数において依然減少の傾向を示さないばかりでなく、特に、いわゆる暴力団、すなわち、博徒、暴力団その他の暴力的不良団体の構成員またはその仲間ともいふ人々による悪質な暴力犯罪が増加の傾向を示しておりますことは、きわめて憂慮にたれないのであります。もとより政府におきましては、このような事態に対処するため、さきに昭和三十三年には刑法等の一部改正について、また、同

三十七年には銃砲刀剣類等所持取締法の一部改正について、それぞれ国会の御審議をわざわらし、法律としてこれらを逐次実施に移しますとともに、法の運用面におきましても、関係政府機関において緊密な連携のもとに暴力犯罪の防圧に努力してまいっているのであります。しかしながら、いわゆる暴力団の構成員等が依然として常習的に行方不明の暴力行為等の暴力犯罪を繰り返し、また、その犯行の手段としてしばしば拳銃、日本刀等を用いて危険な凶

器を用いていることは顕著な事実であ

りまして、この際、この種の社会不安を惹起する暴力犯罪に対し、より一層強力かつ適切な対策を講ずるため必要な法改正を行ないますことは、単に強い世論にこたえるというばかりでなく、国家の行政から見ましても、きわめて緊要なことと考えられるのであります。これが本法案を提出することいたしました理由であります。この法律案の骨子は次のとおりであります。

第一点は、銃砲または刀剣類を用いる傷害を特別の犯罪類型として一般の傷害罪より重く処罰する規定を新設しようとすることであります。この規定を設けます理由は、銃砲または刀剣類を用いる傷害がきわめて高度の危険性を持つ悪質な犯罪であるばかりでなく、すでに述べましたようにこの種の危険な傷害が暴力団の構成員等によつて多く犯されている実情から見ましては、その犯罪の性質にかんがみ、未遂罪を処罰するとともに、日本国民の行なう国外犯をも処罰することが相当とからであります。なお、本罪については、その犯罪の性質にかんがみ、未遂犯等にかかる事件については、事案の性質等にかんがみ、地方裁判所は原則として一人の裁判官でこれを取り扱うことにとしようとするものであります。

以上が暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。

〔亀田得治君登壇、拍手〕

順次発言を許します。亀田得治君。

そこで、総理に二点、とりあるぞおらすが、しかし、これは近視眼的な面において、この種の常習犯に対する法的措置を講じその改善更生をはかることが、当面最も緊要と考えられるからであります。もとより政府はかかることが、当面最も緊要と考えらるからであります。

最後に、裁判所法の一部改正は、右に申述べました暴力行為等処罰に関する法律の一部改正によりまして、短期一年以上の懲役に当たることとなる

事件について、裁判所法の一部改正は、右に申述べました暴力行為等処罰に関する法律の一部改正によりまして、短

期一年以上の懲役に当たることとなる

&lt;p

なければなりません。しかるに、現実はそらはなつておらないのであります。すなわち、先年、現職の某法務大臣が暴力団の葬儀に花輪を出して問題になりました。あるいは、自民党的某有力者が暴力団の会合に出でてあいさつをし、世間のひんしゅくを買つたことがあります。經營者はたびたび暴力団を雇い入れて労働争議に介入させておられます。しかも、その暴力団が労働者に對して乱暴を働いても、警察は見て見ぬふりをしていることがたびたびあるのでござります。昨年春の東京都知事選挙では、にせ証紙の作成、はがきの横流し、革新候補者に対する演説妨害など、全くの無法選挙でありましたが、これにも右翼暴力団が使われたことは明確であります。(拍手)このようなことは、數え立てれば際限ございません。そして、これらの行為が国民の目の前で公然と行なわれているのです。せん。政府がいかに口先だけで暴力団の排撃を唱えましても、國民は本氣にいたさないと思うのであります。まず、政府が、与党幹部が、經營者が、警察が、自己反省をして、この暴力団に対してもきちんととした姿勢をとることが、最大重要な問題であろうと思うのであります。總理並びに法務大臣、おのおのの御所信を承りたいと思います。抽象的でなく、私がいま指摘したような問題について、具体的にどういいますか。おふうにお考へになつておられるのではないかとか、お答えを願います。

たとえば、新暴力法案によれば、暴力刀劍類による傷害または常習傷害は一年以上十年以下の懲役に処することになるのです。しかし、現行型法二百四条によつても、傷害罪は最高十年までであります。しかし、裁判官の裁量により、十年までならば幾らでも重く処罰することができるわけでありまして、決して、法規に事欠いてゐるわけではないのです。がつて、裁判官の裁量により、十年までならば幾らでも重く処罰することができるわけでありまして、決して、法團の保釀を困難にするために、法定刑の下限を高めたともいわれてゐるのですがあります。しかしながら、現行刑事訴訟法八十九条第二号ないし第六号などは十分に活用していくけば、いわゆる非暴力團の保釈を簡単にしないようになります。この点につきましては、現行法の運用の問題にかかってはいるわけではあります。法規の問題ではなく、結局、これを運用する警察官、検察官、裁判官の問題であると言わなければなりません。そこで、法務大臣にお尋ねいたしましたが、一体、新暴力法案のようないつたために暴力團の悪質犯罪を防ぐために困った。こういう具體的な事案がありましたならば、ここで示しを願いたいと思うのであります。

第三に、「常習」の概念がきわめて大きい 것입니다。判例によりますと、常習の認定はきわめて広く解釈されております。したがって、血氣盛んな労働組合の諸君に対しても、拡大解釈によって常習者の汚名を着せ、いままで相変わらず暴力法の改正にこだわるところに、政府の眞のねらいについて疑惑を持たざるを得ないのであります。政府がこのような割り切った態度に出ないで、相變わらず暴力法の改正にこだわるといふのであります。總理並びに法務大臣の眞意を承ります。

これが十分生じてまいるのであります。

第四に、保釈の制限が労働組合の弾圧による傷害、その夫遂及び常習傷害の法定刑の下限を一年以上ということにした結果、労働組合の諸君が争議中にこれらの罪名をかぶせられると、刑事訴訟法八十九条の権利保釈の利益を受けられなくなり、組合弾圧の有力な手段となるのであります。

最後に、私は一点付加して法務大臣にお尋ねいたします。

新暴力法案がほんとうに暴力団をねらっておるというのであれば、なぜ常習恐嚇を取り上げなかつたかといふことであります。これを落として、そうして労働運動に偶然に随伴しそうな傷害、暴行、脅迫、器物毀棄、こういうものだけを取り上げているところに、政府のはんとうの腹が露呈していると思ふのでありますて、御所見をお伺いいたします。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人君) お答えいたしました。

昨日のライシャワー大使に対し、る傷害事件は、お詫のとおり、まことに残念かつ不幸なことでございました。したがいまして、先ほど外務大臣より御報告申し上げましたごとく、アメリカ政府並びに国民、またライシャワー大使に対しまして、できるだけの措置をとつて遺憾の意を表した次第であります。また、アメリカにおきましても、われわれの措置に対しまして、ただいま申し上げたごとく、残念であつたけれども、両国関係には影響な

## 官外(号)

いという、ジョンソン大統領の返事が来たような次第であります。もちろん、外国の大使並びに大使館の保護につきましては、接受国の当然の責任であります。われわれはこの不祥事件に対しまして非常な責任を感じております。いまいかなる措置をとりますかというところにつきましては、政府として慎重に検討しておる次第でございます。

なお、今回の事件が不可抗力であつたかどうかという問題につきましては、通常予知する状態になかつたやに私は考えておるのであります。しかし、犯人の供述その他を十分調べまして、問題の究明に当たりたいと考えておる次第でございます。

次に、暴力犯罪を抑止するためには、まず政治家、そしてまた関係当局

が、その姿勢を正さなければならぬと

いうことは、お話のとおりでございま

す。私も組閣以来、政治家としての姿

勢を正すべく、また自分のみならず、

政府当局、関係当局に十分その意を伝

えておるのであります。私は、これは

單に暴力を取り締まるという意味に限

らず、政治全般として政治家が姿勢を

正すことが必要であるということは当然でございます。今後におきまして

も、この意味におきまして、私はこう

いう不祥事件の起らないよう、十分

努力していきたいと考えております。

また暴力犯罪に対しましては、御承知

のとおり昭和三十六年二月、閣議決定

をもちまして、暴力犯罪取り締まりに

関する要綱をきました。また最近警

察庁におきましても暴力対策要綱を制

定いたしまして、総合的な機能を發揮

して万全の措置をとるよう努力を重ね

ておるのであります。何と申しまして

おる次第でございます。

も、私は、取り締まりの強化、道義的につきましては、政府として慎重に検討しておる次第でございます。

なお、今回の事件が不可抗力であつたかどうかという問題につきましては、政府として慎重に検討しておる次第でございます。

たかどりかという問題につきましては、政府として慎重に検討しておる次第でございます。

は、その性質——この銃砲刀剣類による傷害

あるいは常習暴力行為とすることとは、

性質が違うと私は考えておるのでござ

ります。それらの点につきましては、

法務大臣にお答えをいたさせます。

(拍手)

〔國務大臣賀屋興宣君登壇、拍手〕

○國務大臣(加藤興宣君) お答えを申

し上げます。

政治家等の姿勢を正すという問題で

ございますが、これは總理大臣よりお

答えがございましたように、暴力問題

にいたしましても、社会、政治の全体

からその姿勢を正すことから根絶をは

からなければならぬといふふうに、も

ちろん考えておる次第でございまして、

今回の法律改正は、さようならうちの重

要な一環として御審議を願うと、かよ

うな考えでございます。

なお、お示しの具体的のいろいろ事

案がございましたが、これなどは、そ

の団体がはたして暴力団体であるなど

うかといふ点もございまして、一々い

ま過去のこれがどうかということはお

答えいたしかねるわけでございますが、

全體として政治家が姿勢を正して、社

会大衆から見まして、もつともだとい

う態度をとるという趣旨で、今後もま

いりたいと存する次第でござります。

それから、本法案を提出しなくて

も、現行法だけで十分ではないかといふお話をございますが、これは暴力犯罪が非常に近年増加いたしておりました。特に凶器——凶器と申しまして、しかも、減少の傾向が見えないのあります。

次に、本法案と労働組合なり労働運動あるいは大衆運動との関係でござりますが、これは銃砲刀剣類等所持取締法によるのでござります。一般的の労働運動とは、その性質——この銃砲刀剣類による傷害あるいは常習暴力行為とすることとは、あるのでございます。それらの点につきましては、法務大臣にお答えをいたさせます。

(拍手)

〔國務大臣賀屋興宣君登壇、拍手〕

○國務大臣(加藤興宣君) お答えを申

し上げます。

政治家等の姿勢を正すという問題で

ございますが、これは總理大臣よりお

答えがございましたように、暴力問題

にいたしましても、社会、政治の全体

からその姿勢を正すことから根絶をは

からなければならぬといふふうに、も

ちろん考えておる次第でございまして、

今回の法律改正は、さようならうちの重

要な一環として御審議を願うと、かよ

うな考えでござります。

なお、お示しの具体的のいろいろ事

案がございましたが、これなどは、そ

の団体がはたして暴力団体であるなど

うかといふ点もございまして、一々い

ま過去のこれがどうかということはお

答えいたしかねるわけでございますが、

全體として政治家が姿勢を正して、社

会大衆から見まして、もつともだとい

う態度をとるという趣旨で、今後もま

いりたいと存する次第でござります。

それから、本法案を提出しなくて

も、現行法だけで十分ではないかとい

ふお話をございますが、これは暴力犯

罪が非常に近年増加いたしておりまし

た。特に凶器——凶器と申しまして、

これは銃砲刀剣類等所持取締法によ

るというようなことから、その反射的

作用として多くの国民に安心を与える

作用があり得ると思ふ次第でござ

ります。この「銃砲刀剣類」と明確に限定

するのでござります。一般的の労働運動と

は、その性質——この銃砲刀剣類による傷害

あるいは常習暴力行為とすることとは、

あるのでござります。それらの点につきましては、法務大臣にお答えをいたさせます。

(拍手)

〔國務大臣賀屋興宣君登壇、拍手〕

○國務大臣(加藤興宣君) お答えを申

し上げます。

政治家等の姿勢を正すという問題で

ございますが、これは總理大臣よりお

答えがございましたように、暴力問題

にいたしましても、社会、政治の全体

からその姿勢を正すことから根絶をは

からなければならぬといふふうに、も

ちろん考えておる次第でございまして、

今回の法律改正は、さようならうちの重

要な一環として御審議を願うと、かよ

うな考えでござります。

なお、お示しの具体的のいろいろ事

案がございましたが、これなどは、そ

の団体がはたして暴力団体であるなど

うかといふ点もございまして、一々い

ま過去のこれがどうかということはお

答えいたしかねるわけでございますが、

全體として政治家が姿勢を正して、社

会大衆から見まして、もつともだとい

う態度をとるという趣旨で、今後もま

いりたいと存する次第でござります。

それから、本法案を提出しなくて

も、現行法だけで十分ではないかとい

ふお話をございますが、これは暴力犯

罪が非常に近年増加いたしておりまし

た。特に凶器——凶器と申しまして、

これは銃砲刀剣類等所持取締法によ

るというようなことから、その反射的

作用として多くの国民に安心を与える

作用があり得ると思ふ次第でござ

ります。この「銃砲刀剣類」と明確に限定

するのでござります。一般的の労働運動と

は、その性質——この銃砲刀剣類による傷害

あるいは常習暴力行為とすることとは、

あるのでござります。それらの点につきましては、法務大臣にお答えをいたさせます。

(拍手)

〔國務大臣賀屋興宣君登壇、拍手〕

○國務大臣(加藤興宣君) お答えを申

し上げます。

政治家等の姿勢を正すという問題で

ござますが、これは總理大臣よりお

答えがございましたように、暴力問題

にいたしましても、社会、政治の全体

からその姿勢を正すことから根絶をは

からなければならぬといふふうに、も

ちろん考えておる次第でございまして、

今回の法律改正は、さようならうちの重

要な一環として御審議を願うと、かよ

うな考えでござります。

なお、お示しの具体的のいろいろ事

案がございましたが、これなどは、そ

の団体がはたして暴力団体であるなど

うかといふ点もございまして、一々い

ま過去のこれがどうかということはお

答えいたしかねるわけでございますが、

全體として政治家が姿勢を正して、社

会大衆から見まして、もつともだとい

う態度をとるという趣旨で、今後もま

いりたいと存する次第でござります。

それから、本法案を提出しなくて

も、現行法だけで十分ではないかとい

ふお話をございますが、これは暴力犯

罪が非常に近年増加いたしておりまし

た。特に凶器——凶器と申しまして、

これは銃砲刀剣類等所持取締法によ

るというようなことから、その反射的

作用として多くの国民に安心を与える

作用があり得ると思ふ次第でござ

ります。この「銃砲刀剣類」と明確に限定

するのでござります。一般的の労働運動と

は、その性質——この銃砲刀剣類による傷害

あるいは常習暴力行為とすることとは、

あるのでござります。それらの点につきましては、法務大臣にお答えをいたさせます。

(拍手)

〔國務大臣賀屋興宣君登壇、拍手〕

○國務大臣(加藤興宣君) お答えを申

し上げます。

政治家等の姿勢を正すという問題で

ござますが、これは總理大臣よりお

答えがございましたように、暴力問題

にいたしましても、社会、政治の全体

からその姿勢を正すことから根絶をは

からなければならぬといふふうに、も

ちろん考えておる次第でございまして、

今回の法律改正は、さようならうちの重

要な一環として御審議を願うと、かよ

うな考えでござります。

なお、お示しの具体的のいろいろ事

案がございましたが、これなどは、そ

の団体がはたして暴力団体であるなど

うかといふ点もございまして、一々い

ま過去のこれがどうかということはお

答えいたしかねるわけでございますが、

全體として政治家が姿勢を正して、社

会大衆から見まして、もつともだとい

う態度をとるという趣旨で、今後もま

いりたいと存する次第でござります。

それから、本法案を提出しなくて

も、現行法だけで十分ではないかとい

ふお話をございますが、これは暴力犯

罪が非常に近年増加いたしておりまし

た。特に凶器——凶器と申しまして、

これは銃砲刀剣類等所持取締法によ

るというようなことから、その反射的

作用として多くの国民に安心を与える

作用があり得ると思ふ次第でござ

ります。この「銃砲刀剣類」と明確に限定

するのでござります。一般的の労働運動と

は、その性質——この銃砲刀剣類による傷害

あるいは常習暴力行為とすることとは、

あるのでござります。それらの点につきましては、法務大臣にお答えをいたさせます。

(拍手)

〔國務大臣賀屋興宣君登壇、拍手〕

○國務大臣(加藤興宣君) お答えを申

し上げます。

政治家等の姿勢を正すという問題で

ござますが、これは總理大臣よりお

答えがございましたように、暴力問題

にいたしましても、社会、政治の全体

からその姿勢を正すことから根絶をは

からなければならぬといふふうに、も

ちろん考えておる次第でございまして、

今回の法律改正は、さようならうちの重

要な一環として御審議を願うと、かよ

うな考えでござります。

なお、お示しの具体的のいろいろ事

案がございましたが、これなどは、そ

の団体がはたして暴力団体であるなど

うかといふ点もございまして、一々い

ま過去のこれがどうかということはお

答えいたしかねるわけでございますが、

に局限をいたしまして、恐らくは質問ではございますが、これは一つの財物犯でございまして、今回のいわゆる暴形の圧迫、こういう範囲からは、はゞ考究いたしたい、かような考え方から今回の立法には含まれてない、かような次第でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 亀田得治君。

「亀田得治君登壇、拍手」

○亀田得治君 総理に二点追加してお尋ねいたします。先ほどの責任関係の点であります。明確にお答えがなかつたわけであります。公安委員長の辞任という問題は、相当具体化しているやに聞いているわけですが、真相はどうなつているのか。それから、それに関連して、法務大臣も辞表を出されておるやに聞くが、これに対するは、総理大臣は受け取りにならないようなことも聞くわけですが、その間の事情を明らかにしてほしいと思ひます。

第二点は、総理は、私が暴力團に対する姿勢の一番大事な点を申し上げたのに対し、同意をされました。これは、はなはだ感謝いたします。しかし、具体的に私が指摘した問題についての御意見はなかった。某法務大臣が——私は名前まであげるのは遠慮しますが——暴力團の葬式に花輪を出された。世間から非常な批判を受けていたのです。總裁として、こういう問題についてどうされるのか、あるいは内閣で何か注意等もされたのかどうか、そういう具体的な行動になつてしまひませんと、あれはただ、口で言つてい

法務大臣に二点お尋ねいたします。

一つは、具体的な、法の不備のため  
に不便を感じたケースというものの提  
示を求めたわけですが、それがありま  
せんでした。これは、はなはだ殘念な事  
件です。法律をつくる場合に、そ  
うしていろいろ問題になつている場  
合に、その根柢になる具体的なケ  
ースを示すことができないということ  
は、結局は、ねらいはほかにあるとい  
われても、しかたがないじやありません  
か。その点をもうひとつはつきりと  
てもらいたい。

もう一つに、恐喝の点であります  
が、先ほどお答えがありました、筋  
は通つております。暴力団が常習的  
に恐喝をやり、それによつて資金源を  
確保していることは、世間公知の事実  
なんですね。それを認めており、なおか  
手をつけられないわけです。筋が通  
らんじやないです。犯罪の性質が違  
うという意味のことをおつしやいま  
たが、しかし脅迫も恐喝も、力を行使  
する点では同じでしよう。ただ恐喝の  
場合には、プラスそれに財産犯とい  
うものなんですね。常習恐喝というもの  
も、暴力団をねらうのであれば、当然  
含まるべきなんですね。三十六年度の統  
計を拝見しても、恐喝の四割まで  
は暴力団がやつてゐる。これは統計上  
も明らかなんだ。

○國務大臣(池田勇人君) お答えいた  
します。

今回の不幸な事件に対してもの責任  
は、政府全般痛感しておるのでござい  
ます。したがつて、これに対しまして  
の具体的措置につきましては、先ほど  
申し上げましたごとく、まだ何ら申し  
上げる段階に至つております。だれ  
がどうした、彼がこうしたということ  
は、いま申し上げる段階でないと思  
います。また、姿勢を正す意味におきま  
して、元法務大臣とかなんとかが花輪  
を出したとかなんとか、こういう具体  
的な事実を存じませんので、よく調べ  
まして、また適当の機会に答えます。  
(拍手)

○國務大臣(賀屋興宣君) 登壇、拍手

二つの点でございましたが、現行法  
で軽過ぎて困ることはないかといふ意  
味の御質問が一つだと思いますが、そ  
れは、判例を見ますと、多く法定刑期  
の短いほうに判決が集中しておるよう  
に見えるのであります。これは、どうも  
しても法定の刑の短いほうに集まると  
いうのがいまの傾向でございますが、  
これでは、刑務所に入れて、いわゆる  
改過遷善教化するにも時間が足りませ  
ん。また、犯罪の性質としても重科  
べきである、こういう点が感ぜられる  
次第でございまして、現行法では十分  
な対策がないと、かように考えておる  
次第でございます。

それが、脅迫と恐喝につきましての区別になります。前に申し上げましたように、いずれも悪質でございますが、その犯罪の性質は違うのであります。で、刑事法の面におきまして改訂したらといふ問題は非常にたくさんあるようでござります。たくさんあって、いま法制審議会等においていろいろ研究いたしております。今回は最小限度にしばりまして、ファジカル、肉体的と申しますか、これを使っての面に主力を置きまして次第であります。その理由でございますが、いまの恐喝につきまして研究すべき点は、十分にわれわれも考えておる次第でございます。今回の立法の中に入らぬ理由は、前に申し上げましたように、犯罪の性質が違つて、しかも、いま最小限度の改正にとどめたい。いろいろな刑事法の改正はあります、そういう問題はただいま研究いたしておりますが、ただいま立法するのを見送られている、こういう次第でございます。(拍手)

暴力犯罪においては増加の傾向を示す。これは事実であるとはいっても、犯罪の時代的背景を考えた場合には、制定当時は著しい相違を示していると考えざるを得ないのであります。したがつて、社会情勢に大きな変化がある中を、法文を一部改正するだけで実施しようとするところに無理があり、むしろ全面的に検討すべきであると思いますが、この点についていかに考え、またどのような配慮をなされたのか、御所見を伺いたいと思うものでござります。

第二点は、御承知のように、この法案に対しては、すでに各方面から強烈な反対があり、また、いろいろと論議されているところであります。それにともかくわらず、その世論に反してあえて提出しなければならなかつた必要性はどのように考えておられるのか。暴力犯罪の絶滅は、国民のだれしもが願うところであり、何ら反対もないのが当然であることは言を待たないところであります。結局は、本法の条文のあいまいさと運用面の拡大解釈、そこからくる弊害があまりに大きいからであります。この点をどのようにお考えになつておられるか。また、本法は制定以来何ら弊害はなかつたのか。また、拡大解釈によるところの基本的人権の侵害というものはなかつたのか、この点をお尋ねしたいと思うものであります。

10. The following table summarizes the results of the study.

官 報 (号 外)

第三点は、政府は、本改正案を提出するため、どれほど大衆の声を聞き、検討をなされたかということになります。本改正案は、今回で三度目の提出であります。前二回の提出のときも、相当の物議をかもしたのでありますから、政府としても、反対意見は熟知されているはずであります。それであるならば、当然改正案も研究されて、疑義のないものにすべきではないかと思うものでございます。それにもかかわらず、三回とも同一内容の法案をそのまま提出されるということは、反対意見を無視しているのか、あるいは疑惑を晴らすだけの誠意がないとしか考えられないであります。総理並びに法務大臣はこの点をどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

て、途中で取りやめた事件があります。この事件を夫が警察へ訴えました。しかも、この近所の四人といふのは、うち二名は女性であり、二名は男性ですが、幼友たちであり、そうして暴力犯罪を犯すような人でもなければ、むしろあとの人はその夫からおどかされている被害者であります。このような人たちを検察庁並びに警察は、選挙の自由妨害と、この暴力取締法違反でもつて送検をして、起訴しております。あの第一条の中に、「多衆ノ威勢ヲ示シ」云々といふ、そこにひつかつて、多衆の威力を示してと、わざわざつけ加えて送っておられます。当時、検察官にも警察官にも私は会いました。ところが、彼らいわく、条文にあるのだからしかたがないといったような始末です。第一審は無罪判決になりました。しかし検事控訴しております。裁判官はいわく、裁判官は立法精神によつて正しい法の運用をするのだから、何も心配はない、このように言われておりますが、裁判に至るまでの段階において、警察並びに検察庁の拡大解釈の被害は現にあつたのであります。まして、これは明らかな人権の侵害の事例であります。この現実などのようにお考えになつておられるか。単なる運用の問題であると済まさされるかどうか、お伺いしたいのであります。

シ「云々」という条文にあります。が、政府がいかに暴力団、ぐれん隊を対象とするかと申しましても、条文上では、暴力団に限らず、正当な団体活動の制約のおそれもあります。もちろん、暴力団といふ意味を法律の上に規定することの困難なことは理解できるのですが、だからといって、このまま放任しておけばにはいかないのであります。政府は、法の運用については拡大解釈しないよう気をつけるとか、適切な運用を行なうように配慮するとか申しても、現実に重大な人権問題に影響があるので、拡大解釈のできない純粋な暴力犯罪に限られるようなものであることを見んであります。

そこで、わが公明会としては、この際、第一条第一項を全面的に削除するか、もしくは「罠器ヲ示シ」、その前の部分を削除して、国民が双手をあげて賛成できるようすべきであると考へておられるのか、お尋ねをしたいのです。

最後に、最近における青少年犯罪の増加の傾向と、とりわけその犯罪の集団化は、まことに憂うるものがあります。もしこのままに放置しておくならば、ますます社会秩序の混乱を招くことは必定であります。このような犯罪を防止し、健全な育成につとめることは、政治の本来のあり方であり、総理の言われる人づくりも、おそらくは同じようなことを意図されているのだと思いますが、しかし、現実の姿を見たときに、一向にその実効があがつておらないのであります。ただいま提案さ

れているような、單なる法律の強化によるものではなく、根本的な対策、特に青少年犯罪の防止対策、このような問題について政府はどのように考えておられるか、いかなる方策があるのか、この点をお伺いいたしまして、私の質問を終わりといたします。（拍手）

○国務大臣（池田勇人君）　お答えをお聞けます。

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

御質問の第一点は、社会情勢が非常に変化しておるから、暴力行為等差題に關する法律も根本的に変えたらどうぞといふが、こういうお話でございますが、われわれは、できるだけ必要最少限度の改正を試みておる次第でございまして、根本的の改正は、いまのことろこの必要はないんではないか、必要な程度だけを改めていこう、こういう態度で進んでおるのであります。

また、運用面におきましては、十分注意をしてまいります。いま、具体的の問題につきましては、これは今度の改正案の範疇ではないと思ひます。しかし、そういう事例がござりますならば、やはり法律を厳正公平に運用していくようになつとめていかなければならぬと思います。

なお、三回とも同じようなものを出しているというお話をございますが、そのつど再検討はいたしておりますが、やはり今まで御審議願つた案が一番いいと考え、また世論につきまして考えておるのであります。新聞の論調その他も見まして、大体世論もこれと考へておるのであります。新聞の論調を支持してくれておると考へておるの

なお、青少年対策はお話をとおりございます。私は、何と申しましも、暴力取り締まりは青少年対策か力を入れていかなければならぬ、こういうので、内閣におきましても、青年局を設ける等、いろいろの施策を後議していきたいと考えております。



官 報 (号 外)

由化等により経済事情が著しく変動しつつある期間について、産業活動の効率化を有効に促進するため、本法案に規定するような措置を講ずることが適当であるという趣旨に出るものであります。

申し上げましたが、要は今後のわが国  
経済の成長を先導すべき特定の重化学  
工業部門の確立発展をはかるため、こ  
れらの部門のうち競争力培養に向かつ  
てみずから努力するものに対しても、  
政府はもとより、金融界からもまた応  
分の協力を期待し、激動しつつある国  
際経済環境の中では、日本経済の占める  
べき名譽のある地歩をすみやかに築い  
てまいりようとするものであります。

以上が特定産業振興臨時措置法案の  
趣旨であります。よろしく御判断のほ  
どをお願いいたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨  
説明に対し、質疑の通告がございま  
す。発言を許します。大矢正君。

○大矢正君 私は、ただいま趣旨説明のありました特定産業振興臨時措置法案について、日本社会会党を代表し、池田総理並びに関係各大臣に、以下若干の質疑を行ないたいと存じます。

御承知のとおり、この法律案は昨年の第四十三国会に提出された、通産省の積極的な運動にもかかわらずその成立を見ることができず、引き続き第十四国会にも提出をされました。が、これまた同様の結果となり、ここに三たび目の提出という、他にあまり類を見ない難航を重ねている、いわくつきの法案であります。本法案がなぜこのような取り扱いを受けなければならぬ

に、この法案はあまりにも多くの欠陥を持ち、その運用を一步誤りまするならば、中小企業の存立を危うくし、一般消費者の利益をそこね、かつ労働者の首切りと合理化を招くからであります。また、第二に言えることは、この法案の対象と目される業種及び金融機関が、この法律をよりどころとして行なわれる行政が官僚統制の傾向を生み出しつつあること。このことがひいては企業から自主性を奪うのではないかという不安からくる反対意見が強かつたからであろうと思ふのであります。最近、ある雑誌によ、「特振法は運を天にまかせる以外にない」、言いかえるならば、積極的な努力をしてまでこの法案を通して気持ちはすでに失われているかのことを通産大臣の心境の表明がしるされておりました。だが、まさにこのことが、先ほど来の反対意見の強さを物語るものであります。ここに三たび目の提出を試みた通産官僚の執念と独善は、池田総理を頂点とする官僚日本の中に入りまして、その最たるものであると言わなければなりません。すでに本院においても、その最たるものであると言わなければなりません。質疑が行なわれた法律案ではありますけれども、あらためて政府の所信をただしたいと考えます。

す。また、これら独占体によって形は  
される管理価格が、すでに存在して  
いる他の管理価格と相まって、ただで  
さえ上昇傾向にあるわが国の物価水準  
の上昇に拍車をかけ、本来下げるべき  
価格を下げないばかりか、むしろ下さ  
ざとの役割を果たすであろう」として  
は、想像にかたくないのです。  
独禁法の骨抜き、管理価格の拡大は、  
一般消費者や労働者の生活に重大な脅  
威を与える、中小企業に対しても同様に  
そのしわを直接間接に波及させ、企業界  
の存立を危うくすることは、当然了然  
されるところであります。なおまた政  
府は、この法案が成立を見なければ、  
独禁法自体に手をつけ、これを全般的に  
以後退させるための法改正もを考慮して  
いるといわれております。このようない  
立場から見ますると、先般の総選挙で  
総理が公約をした高度の福祉国家と  
は、大企業や一部産業界の育成のため  
のものであると疑われてもいた方が  
ありません。もしこの法律案がほんと  
うに、力の弱い中小企業者、一般消費  
者、労働者に犠牲をいるものでない  
とするならば、どのようにしてこの法  
律から生ずる独占寡占の弊害をチエ  
クしようとするのか、お答えを願いた  
いのであります。この際、だいまのま  
でのるべき姿に方向づけをする官民協  
議間にに対する答弁とあわせて、総理の  
世界、金融界が、同じ場でそれぞれの主  
張や見解の突き合わせを行ない、産業政  
策のありべき姿に方向づけをする官民協

調方式は、この法案によりますと、通産大臣、大蔵大臣、産業界代表、金融界代表の四者討議、主務大臣と産業界との二者合意という形で進められるようになります。この協調方式については、民間側の多くが、形を変えた官僚統制だと批判し、産業界では、業界の自主調整にまかせよという声が、依然として大きいのであります。官僚が統制を好んで、民間業界が官僚の前には弱いとう悲しみすべき習性が、いまだわが国においては牢固として抜けがたいものが、あることは、總理自身がよく御存じのことであろうと思ひます。このことを考えますると、政府の苦心の作である官民協調方式は、官僚に主導権を握らせる官僚独善方式になるか、あるいは産業界と通産省の共同謀議に終始して、大蔵大臣や金融界は、単に形式だけでは実質的には何ら協調しない事態も容易に想定されるのであります。また、官民協調方式といしながら、労働者代表を入れることを明記しなかったことは、まことに片手落ちではないかとも思われるのですが、内閣の統制者としての總理のお考えをこの際承つておきたいと思います。

占体制がしかれたとしても、それがはげたとして、国際競争力の強化に役立つものなのかどうか、国際的な競争に勝てるもののかどうか、まずお伺いをいたしたいと思います。

次に質問をいたしたいことは、企業の適正規模が即生産体制の適正規模なりやいなやということとあわせて、この法律の存在意義についてであります。今日望ましいことは、少品種大量生産であります。ところが、わが国では、企業規模だけは大きくとも、その企業が多品種少量生産という最悪の生産体制をとっていることが多いのであります。法案の候補業種である自動車業界がその最たるもので、有機化学や特殊鋼も、程度の差こそあれ、その例に漏れないのであります。通産省としては、この法案によつて企業の寡占体制をつくり、何とか少品種大量生産の形に持つていただきたいようであります。企業はみずからの判断と業界内の事情で必ずしもこういう生産体制をとることを好まず、また、法案の適用対象としての申請を行なわない場合も考え方をされるのであります。こうなりますると、この法案の存在意義は全くなくなつてしまいますが、そのような場合をいかがなされるおつもりか、お答えをいただきたいのであります。

次にお尋ねをしたいことは、いままで申し述べたような寡占体制がもつたくられた場合、中小企業の利益を不当に侵害するのではないかという懸念であります。政府は、中小企業基本法をかし、中小企業の近代化は、現在の政

府の方針をもつてしてはなれ多くの時間が必要とし、特定産業の寡占体制の確立よりは、はるかに長い年月がかかると言わなければなりません。もし下請のほうが近代化されないうちに親会社が單一巨大になってしまいすれば、いまでさえ親会社対下請企業の危険な関係は、さらに深刻な様相を露呈するのではないかでしょうか。この法案の対象業種を見ましても、自動車工業と下請中小部品工業、有機化学では原材料メーカーと中小需要業者、また、特殊鋼等の業界で同じ業界内に併存する大企業と中小企業等、それぞれの業態においては、多少の相違はあるとしても、大企業の大団塊のカルテル行為と合併により、中小企業のあるものは合理化の名のもとに買いたたかれ、あるものは管理価格の支配下に原料高の製品安に悩み、また、あるものはようやく築き上げたシェアを食い荒らされる等、はなはだ憂うべき事態の起ころ可能性がきわめて大きいのであります。

弱肉強食は資本主義經濟の常とはいえ、さらにこれを助長する本法案は、まさしく惡法中の惡法と言わなければなりません。私の申し上げる不安危惧が、もし、ないとするならば、この際その対処策を明らかにしていただきたいと思ふのであります。

次の質問は、外資導入と本法案との関連についてであります。貿易の自由化、資本取引の自由化見込み等を通じ、最近、外資の導入はより積極的に進められようとしております。外資のわが國への進出は、たとえば自動車におけるノック・ダウン方式とか、石油精製や石油化学に見られる系列化等、まさに顕著なものがあります。そこ

○國務大臣(宮澤喜一君) 貿易につきましては、御承知のとおり、九二%の自由化になります。このうちで半分くらい農業の品目がございますが、主食はこれは本来自由化義務がございませんから、問題はございません。農業の生産改善ということですが、やはり何としても大切なことで、相当かつ時間がかかるところでございますから、酪農製品などを中心とする一連のグループは過度自由化をしない、わが国の農業の体質改善のはうが大切であるという考え方をとつております。

それから、中小企業製品については、やはり徐々に自由化をしていくべきものと考えます。大企業の製品の中では、外國が関心を持つております品目がございます。これはわが国の内体制が熟しましたならば、その段階で、やはり外國の関心品目でございますから、先方がどれだけの譲許を出しますか、先方がどれだけの、つまり、いたずらに對価を払うかということを考えながら、これは貿易交渉の問題、その角度も考えていかなければならぬと思つておるわけでございます。

それから、貿易外の経常取引は、御承知のように、大部分自由化されておりますが、来月から支払いの面での制約が、金額的その他の制約がございますが、自由になります。で、海上運賃

○議長（重宗雄三君） 日程第三、昭三十六年度一般会計歳入歳出決算書及び現在額總計算書、日程第五、昭三十六年度國有財増減及び現在額總計算書、日程第六、昭三十六年度国税収納金整理資金払計算書、昭三十六年度政府関係機関決算書、関決算書、

○議長（重宗雄三君） これにて質疑通告者の發言は終了いたしました。

○議長（重宗雄三君） いよいよ、独自の立場で厳正な判断をしてまいいる所存であります。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 質疑は終了したものと認めます。













右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付  
る。

衆議院議長 船田  
參議院議長重宗雄三殿

- 1 -

(一)は衆議院修正

本住宅公団法等の一部を改正する法律案

## 日本住宅公団法等の一部を改正

する法律

# 日本住宅公団法の一部改正

（昭和三一  
年日本住字公团法  
律第五十三号）の一部を次の

うに改正する。

第五条第一項第八号中「住宅債

る。  
「」の下に  
「特別住宅債券」を加

第二十一条に次の二項を加え

監事は、監査の結果に基づ

必要があると認めると考

大臣に意見を提出することがで

મનુષો

第三十二条第二項中「前條第二

前条第一号の住宅又は同条

「特別住宅債券又は日本住宅

「団地債券」に、「当該宅地」を

。当該住宅又は当該宅地」に改め

第四十九条第一項を次のようこ

ある。

公団は、建設大臣の認可を受けて、第三十一条第一号の住宅又は同条第二号の宅地を譲り受

行することを希望する者が引き受けべきものとして、特別住宅債券又は日本住宅公団宅地債券（以下「宅地債券」という。）を発行することができる。

第四十九条第五項中「宅地債券」を「特別住宅債券若しくは宅地債券」に改め、同条第七項及び第九項中「住宅債券」の下に「特別住宅債券」を加える。

第五十一条中「宅地債券」を「特別住宅債券及び宅地債券」に改める。

第五十二条中「住宅債券」の下に「特別住宅債券」を加える。

第六十一条第一項第四号中「宅地債券」を「特別住宅債券及び宅地債券」に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第二条 住宅金融公庫法（昭和二十二年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「設立の」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条に次の二項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

第二十七条の三第一項中「第三十五条の二第二項の規定による特別の定めの適用を受けること」を「第十七条第四項の規定による貸付金に係る土地を譲り受けること」に改める。

第四十九条第一号中「から第三項まで」を削る。

附 則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

産業労働者住宅資金金融通法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月十九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

産業労働者住宅資金金融通法等の一部を改正する法律案

産業労働者住宅資金金融通法等の一部を改正する法律案

（産業労働者住宅資金金融通法の一部改正）

第一条 産業労働者住宅資金金融通法（昭和二十九年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条・第十六条」を「第十五条・第十七条」に改める。

第二条に次の二号を加える。

四 中小企業者等 主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者をいう。

第四条中「一事業者に使用されている」を削る。

第七条第一項中「住宅の建設」の下に「（第一号に掲げる者のうち中

ては、これに要する費用を含む)、利息その他必要な費用を參照して主務大臣が定める額をとえて、当該貸付金に係る住宅又は土地の譲渡価額を契約し、又は受領することができない。

3 主務大臣は、第一項の主務省令を定めようとする場合においては、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。第四章中第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、同条の前に次の二条を加える。

第十五条 左の各号の一に該当する場合においては、会社その他の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 貸付けを受けた者で第七条第一項第三号の規定に該当するものが、第十三条の二第一項に規定する基準に従わないで住宅又は土地を譲渡したとき。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務に関する前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても同項の罰金刑を科する。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第二条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「であるもの」を「である住宅」に、「建設費が」を「購入の場合は購入価額」とし、建設費又は購入価額がに改める。

第九条第一項中「産業労働者住宅の建設」を「住宅の建設(中小企業者等(融通法第二条第四号に規定する中小企業者等をいう。以下本条において同じ。)にあつては新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下本条において同じ。)」に改め、同条第二項中「産業労働者住宅の建設」を「住宅の建設」に、「建設大臣及び大蔵大臣の定める中小規模の事業又は建設大臣及び大蔵大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「であるもの」を「あるもの」に改め、同条第三号の規定による貸付を受けた者又は融通法第七条第一項の規定による貸付を受けた者を「同条第四項の規定による貸付を受けた者で同項第三号の規定によるもの」に改める。

第四十八条の二中「又は同条第四項の規定による貸付を受けた者を「同条第四項の規定による貸付を受けた者又は融通法第七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第三号の規定によるもの」に改める。

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第八項中「第七号」を加え、「同法同条第四項」を「四号」の下に「若しくは産業労働者賃又は購入価額が」に改め、「六割」の下に「(中小企業者等に使用されている産業労働者の居住の用に供する住宅に係るものにあつては七割五分)」を加える。

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 住宅金融公庫が昭和三十八年度以前の事業計画に係る資金の貸付けの申込みを受理したものについては、改正後の産業労働者住宅賃金通法第九条第一項及び北海道防寒住宅建設等促進法第九条第一項を改める。

附 則

○北村暢君 たゞいま議題となりました二法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本住宅公團法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、日本住宅公團の供給する住宅金融公庫の融資制度を拡充する

項の規定にかかるわざ、その貸付金の一戸当たりの金額の限度は、なお、従前の例による。

3 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「若しくは同条第四項の規定による貸付を受けた者を」を、同条第四項の規定による貸付を受けた者を、「あるもの」とし、同条第一項の規定による貸付を受けた者若しくは融通法第七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第三号の規定に該当するもの」に改める。

第四十八条の二中「又は同条第四項の規定による貸付を受けた者を「同条第四項の規定による貸付を受けた者又は融通法第七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第三号の規定によるもの」に改める。

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第八項中「第七号」を加え、「同法同条第四項」を「四号」の下に「若しくは産業労働者賃又は購入価額が」に改め、「六割」の下に「(中小企業者等に使用されている産業労働者の居住の用に供する住宅に係るものにあつては七割五分)」を加える。

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 住宅金融公庫が昭和三十八年度以前の事業計画に係る資金の貸付けの申込みを受理したものについては、改正後の産業労働者賃金通法第九条第一項及び北海道防寒住宅建設等促進法第九条第一項を改める。

附 則

○北村暢君 たゞいま議題となりました二法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本住宅公團法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、中小企業者等に使用されている産業労働者のための住宅に対する住宅金融公庫の融資制度を拡充する

券の制度を設け、建設資金の拡充と、住宅需要者の購入資金積み立ての奨励を行ふとするものであります。すなわち、日本住宅公團は、建設大臣の認可を受け特別住宅債券を発行することにより割引引き上げることとしたこと。第二は、住宅金融公庫は、中小企業者等に、産業労働者住宅を建設して譲渡する事業を行なう会社その他の法人に対して資金の貸し付けを行なうこととができます。第三は、中小企業者等については、住宅購入資金をも貸し付けることができるることとができます。

なお、北海道防寒住宅建設等促進法についても、同様に貸し付け金の限度を引き上げること等の改正を行なっております。

次に、日本住宅公團及び住宅金融公庫の監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁または建設大臣に意見を提出することができます。

次に、日本住宅公團及び住宅金融公庫の登記事項についての簡素化をはかつたことがあります。

質疑のおもなる点は、特別住宅債券の発行条件、同債券にかかる住宅の譲渡価格及び譲り受け人の選定方法等に關するものであります。詳細は会議録に譲ることにいたしました。

かくて質疑を終了、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、産業労働者住宅賃金通法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

かくて質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田中委員から、本法に基づく融資制度は、年金福祉事業団法に基づく融資制度に比して不利であること等にかんがみ、反対の発言があり、民主社会党田上委員からは、それぞれ党を代表して、中小企業の住宅対策のための一歩前進であることにかんがみ、それぞれ賛成の発言があり、採決の結果、多數をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長(重宗雄三君)　過半數と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十四、軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案、

日程第十五、電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案、

## 日程第十六、私的独占の禁止及び公

正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とする」と  
に御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

まず、委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により第十五  
号末尾に掲載〕

右  
国会に提出する。  
昭和三十九年二月十七日

二 再販売価格に関する商品の指定に関すること。

三 下請代金支払遅延等防止法の施行に關すること。

四 不当景品類及び不当表示防止法の施行に關すること（他の所掌に屬するものを除く。）。

五 小売商業調整特別措置法の規定による指示に關すること。

第三十五条の六第一項中「名古屋地方事務所を「札幌地方事務所、名古屋地方事務所」に改める。

第三十五条の八中「二百五十一人」を「三百六十六人」に改める。

委員会におきましては、特に業界の実情を知るために、参考人の意見を聞くとともに、法律施行の効果と延長の理由、調整活動の実情、輸出振興事業協会とシエトロとの関係等について質疑応答が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。質疑を終わり、討論に入りましたところ、近藤、上原、田畠、奥の各委員からそれぞれ賛成意見が述べられ、次いで採決の結果、本法提案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、討論中に近藤委員から提出の次の附帯決議案も、全会一致をもつて委員会の決議としてることに決定いたしました。すなわち、

附帯決議

本法の施行に当り、政府は次の諸点に関し、十分に配慮すべきである。

一、本法が所期の効果を挙げるよう、これが運用と行政指導に遺憾なきを期し、五年の期限内といえども目的達成の上は、可及的速やかに本法を廃止すること。

二、工業組合の調整事業は、もともと業者の自主的活動に俟つものであるけれども、業界の協同一致の下に、その安定と企業の秩序ある伸展に資するよう、これが適正な運用につき指導すること。

というのであります。

が切れる現行法を、昭和四十六年三月まで、約七年間延長しようとするものであります。御案内のとおり、現行法は、電子工業のうち、試験研究、生産の開始または拡大及び生産の合理化を促進する必要のある機種を政令で指定し、振興のための諸計画を定め、必要に応じ、共同行為の指示を行なつて計画の達成をはかる等がその内容であります。

この法律の施行後、わが国の電子工業は、目ざましい発展を遂げてきておりますが、産業用機器については、歐米先進国に比べてなお低位にあるので、主としてその振興をはかるため、現行法を今後約七年間延長しようとののが本改正案であります。

当委員会では、電子工業の実体を見るため、特に工場の視察を行なうなど、慎重に審査しました。

質疑では、電子工業の発展状況と見通し、試験研究と研究投資の重要性、技術導入と国内研究促進との関係等を中心に関心な論議が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終わり、討論なく採決に入りましたところ、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

最後に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一項を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、公正取引委員会の機構に関するもので、その機能を充実するため、定員を十五名増加して二百六十六名とし、新たに取引部を設置し、あわせて地方事務所を札幌に新設しようとすることのものであります。

委員会におきましては、公取の重要な性と業務量の拡大に対応する大幅な機構拡充と権限強化の必要性、下請代金

の支払い遅延の防止並びに歩積み、而しての抑制に対する公取の方針、消費者行政等について、活発な論議がなされたものと決定した次第であります。

以上三法案の報告を終わります。

(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十七、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長竹中恒夫君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月十三日

衆議院議長 船田 中  
参議院議長 重宗雄三殿

(一は衆議院修正)

年法律第八十三号)の一部を次のとおり改正する。

第五条に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資するものとすることができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十三条に次の二項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

附 則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君 大だいま議題となりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の要旨は、第一に、公営企業金融公庫に対しても政府は必要があると認めるときは、追加して出資することができるることとし、この場合、公庫への出資額により資本金を増加するものとする。第二に、公庫の監事は監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、總裁または主務大臣に意見を提出できることにする 것입니다。第三に、衆議院におきましては、政府案において、監事が主務大臣に意見を提出するにつき、「總裁を通じて」とありますた部分を修正削除したのであります。

委員会におきましては、二月四日、早川国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、綾部、宮澤両国務大臣、参考

人として三好公啓企業金融公庫總裁の他の出席を求め、公営企業のあり方と政府の公共料金値上げ抑制と赤字との関係、累積赤字対策等について、活潑な質疑が行なわれましたが、詳細は議録に譲ります。

二月二十四日、質疑を終局し、討論に入り、社会党を代表して鈴木委員より、公庫の資本金について追加出资額の資本金の額を法律に規定することとする修正案が提出され、その趣旨の説明がありました。次に、自由民主党から代表して西田委員より修正案に反対し、衆議院送付案に賛成の意見が述べられ、あわせて、各派共同にかかる、公庫に対する政府出資金の大幅の増額を貸し付け利率の引き下げ、償還年限の延長、融資ワク、融資対象の拡大、累積赤字対策をすみやかに講ずること等を内容とする附帯決議案が提出されました。次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、対帯決議案について採決の結果、全会一致をもって、これを委員会の決議とするに決定した次第であります。

なお、この附帯決議に対し、早川国務大臣から、決議の趣旨に沿うよう努力したい旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 賛成者起立

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

会労働委員長錦木強君。まず、委員長の報告を求めます。

予防接種法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十九年一月二十九日

内閣總理大臣 池田 勇人

予防接種法の一部を改正する法律案

予防接種法の一部を改正する法律案

第十四条を次のように改める。

第十四条 急性灰白髓炎の予防接種法（昭和二十三年法律六十八号）の一部を次のように改める。

第十四条を定期として、その定期は、生後三月から生後十八ヶ月にわたり、この法律の施行の際生後十八月までの間にある者（この法律にかかるわらず、この法律の施行日から昭和四十年三月三十一日までの期間とする。この法律の施行の際生後十八月から生後三十九までの間にある者（この法律による改正前の第十四条の定期は、同条の規定にかかるわらず、この法律の施行の定期とする。この法律の施行の際生後十八月までの間にある者（この法律による改正前の第十四条第一号又は第二号の予防接種を受けないで当該各号の期間を経過した者及び同様についても、同様とする。）についても、同様とする。

官 報 (号 外)

○鈴木強君　ただいま議題となりました予防接種法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

本法律案の要旨は、急性灰白髄炎、いわゆる脊髄性小兒麻痺に対する生ポリオ・ワクチンの効果及び普及性にかんがみ、従来の不活化ワクチンの注射にかえて生ポリオ・ワクチンを服用せしめるため、急性灰白髄炎の予防接種の定期を、生後三ヶ月から生後十八ヶ月までの期間に改めようとするものであります。

委員会においては、五回にわたり本法律案を審議し、厚生大臣、政府委員、國立防衛生研究所所員に対し熱心な質疑を行ないますとともに、特に國産生ポリオ・ワクチンの安全性等について、慎重の上にも慎重を期するため、二回にわたり七名の参考人から意見を聴取りいたしました。すなわち「国産ワクチンは安全性において外國製品に劣らないか。」「国産ワクチン服用後に発病した事例があつて不安全を招いているが、真相いかん。」「国産ワクチンの価格は外国製品に比べて高価ではないか。」との質疑に対し、「国産生ポリオ・ワクチンは、現在最も安全と認められているカナダ、ソビエト産の生ワクチンと全く同じセーピング株を用い、WHOの国際基準にのつた国定基準に従つて製造し、かつ同様の基準による国家検定に合格したものであるから、安全性において、力ナダ、ソ連等のセーピング・ワクチンに決して劣らない。」「国産ワクチン服用

後の発病者につき、たところ、いざなるものとは認められぬ。ボリオ・ワクチンの価格は、もので、そんなとの答弁があつた。ボリオ・ワクチン法、検定方法、疑が行なわれた参考人のうち、ボリオ・ワクチンにて安全性を明瞭化し、法律によつてある。」との意旨である。参考人からは、オ・ワクチンにて多量に投与がなされている。國は、このセレジ準によつて製造されてゐるのであると述べられました。御承知願います。昨二十四日、藤田農務省もつて、万会合は、万会合の附帯決議案について、経口生ゴムの費用についての決議案を提出する。事態を把握するに、特に上支障合は、万会合の附帯決議案を採決の結果、大決定いたしました。なお、委員会もつて、藤田農務省へ行なう必要があつた。委員会は、万会合の附帯決議案を採決の結果、大決定いたしました。

右に對して、議の趣旨を尊重  
がありました。以上報告いた  
れば、これよ  
本案全部を閣  
賛成の諸君の起立  
「賛成者起立」  
○議長(重宗雄)  
ます。よって本  
可決せられまし  
次会の議事日  
をもつて御通知  
本日はこれに  
午後一時  
出席者は左の  
議員  
山高しげ  
渋谷邦浩  
野知造  
林大平入  
中尾辰  
加賀山之  
森部隆  
小平芳  
鈴木上原  
松平一  
白木義一  
岩沢忠  
三木與吉  
和泉正  
川野正  
石谷三  
木暮武太  
佐藤源田  
豊田順  
竹中恒  
善徳雅

小林厚生大臣から、決して善処する旨の発言します。（拍手）  
三君別に御発言もなまり採決をいたしました。  
案は全会一致をもつてた。  
題に供します。本案に  
程は、決定次第、公報いたします。  
立を求めるで散会いたします。

八木山下堀新谷寅三郎君佐藤平島春江君芳男君敏夫君未治君一郎君  
斎藤澤藤近伊光前北山林佐林櫻井田野村本伊兼人君信一郎君昇道君久助君正治君廣君志郎君虎雄君鷲太郎君久義君祐二君茂嘉君隆圓君牧衛君文四郎君智君俊二君信一君義夫君杉君朱君桂君西郷吉之助君西郷繁雄君秀夫君利壽君  
小山村本上山中田寺尾黒川井野松野溫水金丸口北畠大谷谷口加藤江吉稻浦井高橋高橋増原中山林屋龟次郎君福藏君惠吉君安井千葉千代世君後藤豊瀬森戸林木横山武内元治郎君義隆君五郎君武治君壽君吉田忠三郎君福藏君清一君鹿保君一大夫君一武徳君利壽君  
小山邦太郎君順造君

農地解放について、事務執行の誤り是正に関する質問主意書	右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
秋田中野坂松本渡辺基鶴園阿部竹松君	長造君哲夫君賢吉君
佐多大倉須林小林	忠隆君
高野上横川鈴木占部向井藤田畠	精二君
元君市藏君武君恒雄君	五郎君
正市君秀男君	正強君
長年君進君	正雄君
永岡井義男君	光治君
中村千葉	繁夫君
岡田赤松	宗司君
正雄君信君	常子君
天田久保田成瀬藤原村尾	相澤大矢
亀田羽生松木治	重明君
田中平賀屋	正治君
福田綾部健	政七君
河野喜一郎君	等君
宮澤太郎君	正雄君
林修三君	哲夫君
野田武夫君	正芳君
竹内壽平君	角榮君
島田喜仁君	弘吉君
金子岩三君	道子君
通商産業省	勝正君
自治政務次官	得治君
企業局長	三七君
総理府総務長官	益君
内閣法制局長官	
公正取引委員会委員長	
法務省刑事局長	

昭和三十九年三月十二日 天田 勝正

参議院議長重宗雄三殿 千葉県松戸市に於て、旧自作農創設特別措置法施行による買取手続の際、売渡されたと思われた小作地（松戸市松戸新田庚新前四三六ノ一）が、当時の農地委員会の手落ちから小作人（松戸市日暮四二二及川勘助）に売渡されず、数年を経て権利関係は正のため現行農地法による新たな買取措置をとつたのであるが、これまた農業委員会の所掌事務執行の怠慢から自作地として認められず、このため被害者である当該小作人は、いまだに生活の安定すら期し得ない状況におかれている。

右に關し、事務上の手続きを誤り、更に所掌事務を怠つた当該農業委員会の責任は極めて重大であるが、この際當該小作人救済のため、所有權取得の方途を如何になすべきや、また本件に関する國の責任について明確なる見解を問う。

内閣參賀四六第一号

昭和三十九年三月十九日

内閣總理大臣 池田 勇人

参議院議員天田勝正君提出農地解放について、事務執行の誤り是正に関する質問に対する答弁書  
土地の地番の錯誤等により旧自作農創設特別措置法の規定による農地の買収が行なわれていないことが判明した場合においても、当該農地が現時点において農地法に規定する買取条件に該当するときは買取および

売渡しを行なうことができるのに、質問に係る松戸市所在の農地に關する具体的な事案については、実情調査のうえ、必要があるときは千葉県知事の處理を行なわしめるよう措置いたしたい。

## 〔第九号参照〕

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

昭和三十九年二月二十五日

外務委員長 黒川 武雄

参議院議長重宗雄三殿

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

要領書

一、委員会の決定の理由

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

要領書

昭和三十九年二月二十五日 外務委員長 黒川 武雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、近年下落の傾向にあるコーヒー価格の安定を図るとともに、発展途上にあるコーヒー生産国の経済成長に資することを目的として、コーヒー輸出国に輸出割当てを課し、割当て以上の輸出を禁ずることによって需給の均衡を図るとともに、輸入国は原産地証明及び再輸出証明制度の実施、コーヒー取引上の障害除去等の方法により協定の目的達成に協力することを骨子とするものである。この協定に加盟することにより、コーヒーの安定した供給を確保できるのみならず、貿易を通じて、低開発国への援助および一次産品問題についてのわが国の積極的態度を明らかにすることとなるので、妥当な措置と認めた。

昭和三十九年二月二十五日 地方行政 委員長 竹中 恒夫

地方税法の一部を改正する法律案

一、委員会の決定の理由

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年二月二十五日 参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十九年度分に限り、固定資産税の納期及び固定資産税台帳の繰り返期等並びに都市計画税の納期をそれぞれ延期することを主な内容とするもので、新固定資産評価基準による課税の円滑を図るために妥当な措置と認める。

昭和三十九年二月二十五日 附帯決議

本法律案は、昭和三十九年度分に限り、固定資産税の納期及び固定資産税台帳の繰り返期等並びに都市計画税の納期をそれぞれ延長することを主な内容とするもので、新固定資産評価基準による課税の円滑を図るために妥当な措置と認める。

一、政府は、日本鉄道建設公團と設立される鉄道建設公團は、鉄道建設公團法制の精神に従い、次の諸点について必要な措置を講ずるべきである。

二、政府は、日本鉄道建設公團と鐵との協調に留意し、日本鉄道建設公團の業務の遂行に当つては、國鐵の經營に寄与するよう努めること。

三、政府は、國鐵に対し、新長期計画の推進に当たり特に輸送安全確保のための施策に重点をおき、資金、要員を確保し、労働条件については、十分な配慮を講ずること。

四、政府は、國鐵から公團に転職する職員の労働条件については、十分な改善等につき特別の配慮を講ずること。

昭和三十九年二月二十五日 外務委員長 黒川 武雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

千九百六十二年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年二月二十五日 地方行政 委員長 竹中 恒夫

地方税法の一部を改正する法律案

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十九年度分に限り、固定資産税の納期及び固定資産税台帳の繰り返期等並びに都市計画税の納期をそれぞれ延長することを主な内容とするもので、新固定資産評価基準による課税の円滑を図るために妥当な措置と認める。

昭和三十九年二月二十五日 附帯決議

本法律案は、昭和三十九年度分に限り、固定資産税の納期及び固定資産税台帳の繰り返期等並びに都市計画税の納期をそれぞれ延長することを主な内容とするもので、新固定資産評価基準による課税の円滑を図るために妥当な措置と認める。

一、政府は、日本鉄道建設公團と設立される鉄道建設公團は、鉄道建設公團法制の精神に従い、次の諸点について必要な措置を講ずるべきである。

二、政府は、日本鉄道建設公團と鐵との協調に留意し、日本鉄道建設公團の業務の遂行に当つては、國鐵の經營に寄与するよう努めること。

三、政府は、國鐵に対し、新長期計画の推進に当たり特に輸送安全確保のための施策に重点をおき、資金、要員を確保し、労働条件については、十分な配慮を講ずること。

四、政府は、國鐵から公團に転職する職員の労働条件については、十分な改善等につき特別の配慮を講ずること。

昭和三十九年二月二十五日 附帯決議

本法律案は、昭和三十九年度分に限り、固定資産税の納期及び固定資産税台帳の繰り返期等並びに都市計画税の納期をそれぞれ延長することを主な内容とするもので、新固定資産評価基準による課税の円滑を図るために妥当な措置と認める。

一、政府は、日本鉄道建設公團と設立される鉄道建設公團は、鉄道建設公團法制の精神に従い、次の諸点について必要な措置を講ずるべきである。

二、政府は、國鐵から公團に転職する職員の労働条件については、十分な改善等につき特別の配慮を講ずること。

三、政府は、國鐵に対し、新長期計画の推進に当たり特に輸送安全確保のための施策に重点をおき、資金、要員を確保し、労働条件については、十分な配慮を講ずること。

四、政府は、國鐵から公團に転職する職員の労働条件については、十分な改善等につき特別の配慮を講ずること。